

初年度登録料 12月末まで!!  
無料キャンペーン実施中!



# マンションみらいネット インフォメーション NO.48

## 知っていましたか?

### マンションみらいネットに登録すると お得な特典がいっぱい!!

マンションみらいネットに登録すると、管理組合の運営や活動に役立つたくさんの特典をご利用いただくことができます。

今回は数ある特典の中から特にお得なサービスを幾つかご紹介させていただきます。

マンションみらいネットの各種特典を最大限に活用して、賢く節約しましょう!!

#### ★共用部分リフォームローンの保証料が約 20% OFF !

住宅金融支援機構や沖縄振興開発金融公庫（以下、「機構等」という。）から「共用部分リフォームローン」を受ける予定がある管理組合にご紹介したいのが、保証料の割引サービスです。

管理組合がこのローンを利用する場合、個人の保証（担保要）か機構等が承認した保証機関の保証を受ける必要がありますが、平成23年12月現在、機構の承認を受けている保証機関は当センターを含め2団体のみです。

マンションみらいネット登録組合が当センターに保証委託する場合は、当該保証料を約20%割引いたします（一般管理組合とみらいネット登録管理組合の保証料等は表1のとおりです）。

例えば、5,000万円を10年間借り入れた場合、マンションみらいネット登録管理組合は一般管理組合に比べて292,500円も保証料を節約できることになります。

大変お得な特典ですので、大規模修繕工事等を控えている管理組合はこの機会に是非ともマンションみらいネットへの登録をご検討ください。

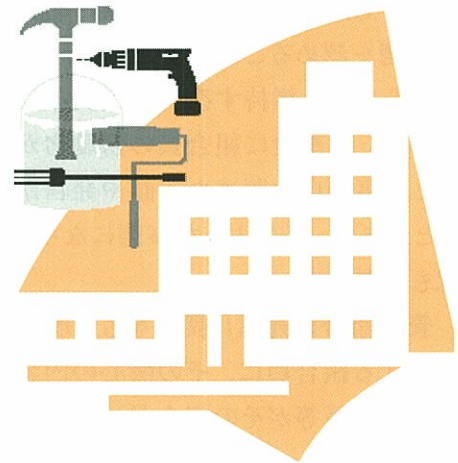


表1 <保証金額10万円当りの保証料(単位:円) [平成23年12月現在] >

保証期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
一般管理組合	507	792	1,076	1,356	1,634	1,910	2,183	2,453	2,721	2,986
みらいネット登録管理組合*	379	613	845	1,074	1,301	1,526	1,747	1,967	2,185	2,401

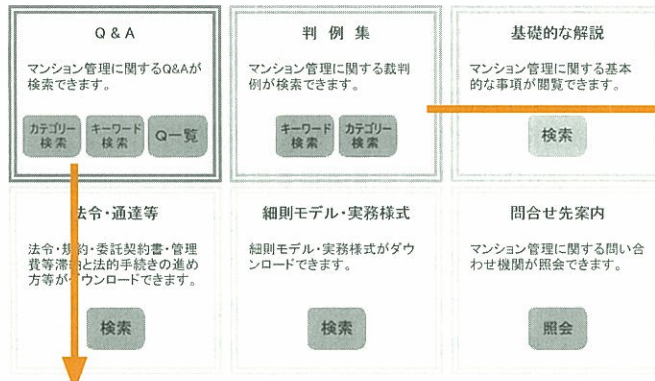
\*割引対象となる管理組合は、マンションみらいネット登録管理組合、「マンションすまい・る債」積立管理組合、融資対象工事において耐震改修工事、省エネルギー対応工事、バリアフリー対応工事のいずれかの工事を実施する管理組合、旧公庫マンション情報登録制度に基づく登録管理組合です。詳細はこちら→[http://www.mankan.or.jp/08\\_reformloan/reformloan.html](http://www.mankan.or.jp/08_reformloan/reformloan.html)

## ★大好評「マンション管理サポートネット」が無料で利用できます！

当センターでは、具体的な相談事例を基に作成したQ & A、マンション管理に直接関係する裁判例、関係法令、使用細則モデル等のマンション管理に有用な情報をデータベースにした「マンション管理サポートネット」を、常に最新の内容に更新して提供しています。

本サービスの利用には本来ですと年間利用料が必要となりますが、マンションみらいネット登録管理組合には、システム起動用のCD-ROMを2枚お渡しいたしますので、登録期間中は無料でご利用いただくことができます。

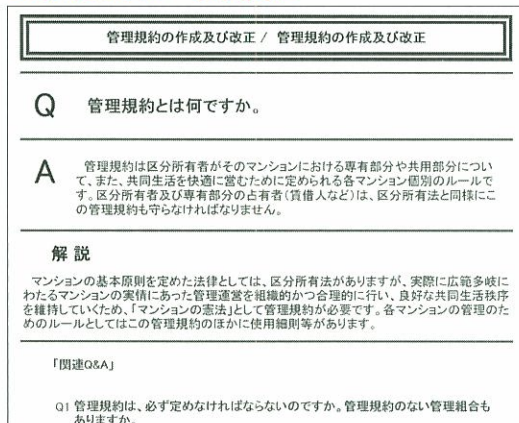
### <マンション管理サポートネットメインメニュー画面>



### <判例集詳細イメージ画面>

判決日	管理組合総会決議無効確認請求、管理費等請求事件、大阪地裁昭60(ワ)7586号(第1事件)・10830～10841号(第2～第13事件)、昭61. 6. 19民12部判決、第1事件却下、第2～第13事件認容(確定)
当事者	《当事者》 第1事件原告(選定当事者)、第10事件被告(以下、原告という。) X1 第2事件被告(以下原告という。) X2 第3事件被告(以下原告という。) X3 第4事件被告(以下原告という。) X4 第5事件被告(以下原告という。) X5 第6事件被告(以下原告という。) X6 第7事件被告(以下原告という。) X7 第8事件被告(以下原告という。) X8 第9事件被告(以下原告という。) X9 第11事件被告(以下原告という。) X10 第12事件被告(以下原告という。) X11 第13事件被告(以下原告という。) X12 以上12名訴訟代理人弁護士 高橋 典 明 第1事件被告、第2ないし第13事件原告(以下、被告という。) Y1 Y1管理組合 上代表者理事長 Y2 上訴訟代理人弁護士 永 吉 孝 夫
主文	【主文】一 原告X1と同被告との間において、昭和60年5月31日開催の被告臨時総会においてなされた被告の役員選任決議の無効確認請求にかかる本件訴えは、これを却下する。 二 上原被告間において、昭和60年10月29日開催の被告臨時総会においてなされた被告の役員選任決議の無効確認請求は、これを棄却する。

### <Q & Aイメージ画面>



## ★その他にも管理組合をサポートする特典が盛りだくさん!!

- ・「マンション管理センター通信」の無料購読
  - ・「長期修繕計画・修繕積立金算出サービス」の割引利用
  - ・書籍割引購入
  - ・専用ダイヤルによる無料相談
  - ・弁護士の無料相談
- 等々

以上のように、マンションみらいネットは、登録された管理組合に対して様々な特典を付帯することで、組合運営を手厚くサポートするしくみが整っています。

マンションみらいネット本来の充実した基本機能と併せてこれら多くの特典をフル活用し、更なる管理のレベルアップを図りましょう!!

## ★マンションみらいネットの訪問説明（無料）実施中!

当センターでは、マンション管理士を派遣して分かりやすくマンションみらいネットの説明を行い、ご質問にお答えします。無料で利用できますので、ぜひお気軽にお問合せください。

「マンション管理士無料訪問説明」専用ページ

<http://www.mankan.or.jp/mirai-net/html/explain.html>

お問合せ先

TEL 03-3222-1518 (財) マンション管理センター 企画部

ホームページ

「マンションみらいネット」専用ページ <http://www.mirainet.org/>